

女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画
(本荘由利広域市町村圏組合)

令和8年4月1日

本荘由利広域市町村圏組合における女性職員の 活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和8年4月1日
本荘由利広域市町村圏組合

本荘由利広域市町村圏組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、本荘由利広域市町村圏組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本荘由利広域市町村圏組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、事務局総務課において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について担当する。

3. これまでの取組・検証

前計画期間において、女性の育児休暇取得率は100%で推移しており、今後も代替職員の確保や職場環境の整備を図るなど、継続した取り組みが求められる。

また、女性職員の管理的地位への登用については、女性職員が少ない状況であるが、管理職研修などの場を設け、人材育成に努めていくことが必要と考えられる。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

これまでの特定事業主行動計画に基づく取組を継続し、更なる女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定するとともに目標達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

○ 数値目標等

- 目標 1 女性職員の登用を図るため、施設長補佐の配置を進めてきたが、女性職員が少なく、令和 8 年度において管理職的地位にある女性職員がいない状況であり、令和 13 年度まで管理職的地位にある職員に占める女性割合を、10%以上にする。
- 目標 2 令和 13 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を80%以上にする。
- 目標 3 育児休暇を取得する女性職員の割合を100%維持する。
(ただし、特別な事情により希望しない場合は除く。)

5. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

4. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

《目標 1 に対する取組内容》

班長・施設長補佐・課長補佐・施設長・課長の各役職段階におけるスキルアップを念頭に置いた人材育成を行う。

《目標 2 に対する取組内容》

制度の周知を図るなど、対象職員に対して積極的に働きかける。

《目標 3 に対する取組内容》

制度の周知を図るなど、対象職員に対して積極的に働きかける。